



DAY-GO! すまいの保険 ~入居者プラン~ をご契約いただくお客さまへ

重要事項説明書

※保険契約申込書への署名または記名・捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

この書面では、**DAY-GO! すまいの保険 ~入居者プラン~**に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いします。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険約款・特約**によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり（約款）」に記載しています。必要に応じて弊社ホームページのWeb約款をご参照いただくか、取扱代理店または弊社に

ご請求ください。



このマークに記載の項目は、「ご契約のしおり（約款）」に記載されています。

※「ご契約のしおり（約款）」は、ご契約時にWeb約款ではなく冊子型を選択された場合、保険証券とともに届けします。

▶ **保険契約者と記名被保険者**が異なる場合には、この書面に記載の事項を、**記名被保険者**の方に必ずご説明ください。

用語のご説明

「ご契約のしおり（約款）」にも「用語のご説明」が記載されておりますので、ご確認ください。



保険期間、損害、免責金額、建物、敷地内、構造級別

約款

普通保険約款 … 基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。

特約 …… オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。

補償の対象(者)等

保険契約者 …… 弊社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。

被保険者 …… 保険契約により補償を受けられる方をいいます。

記名被保険者 …… 保険証券記載の被保険者をいいます。

保険の対象 …… 保険契約により補償される物をいいます。

保険金

保険金 …… 普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に弊社がお支払いすべき金銭をいいます。

保険金額

保険金額 …… 保険契約により補償される損害が発生した場合に弊社が支払うべき保険金の限度額をいいます。

保険料

保険料 …… 保険契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。

その他

親族 …… 6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

居住用建物 …… 建物の全部または一部で現実に世帯が生活を営んでいる建物。また常時居住の用に供しうる状態にある建物(別荘等)で、家財が常時備えられている建物を含みます。

明記物件 …… 明記物件とは次に掲げるものをいいます。

- (1) 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- (2) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

再取得価額 …… 損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

他の保険契約等 …… この保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

時価額 …… 保険の対象の再取得価額から使用による減耗分(減価分)を控除して算出した額をいいます。

危険 …… 損害の発生の可能性をいいます。



の項目については、「ご契約のしおり（約款）」をご参考ください。

[水色の文字]の用語については、上記 **用語のご説明** をご参考ください。

(1) 商品の名称、仕組み

①商品の名称 契約概要**DAY-GO!すまいの保険 ~入居者プラン~** (住宅生活総合保険)②商品の仕組み 契約概要

○: 補償の対象

DAY-GO!すまいの保険における基本となる補償(ワイドプラン)に下記の自動的にセットされる特約(自動セット特約)がセットされた商品となっております。基本となる補償、自動セット特約は次のとおりです。

家財の補償	補償リスク	補償プラン	基本となる補償<ワイドプラン>	+ 地震保険 原則自動セット
	火災、落雷、破裂・爆発リスク		○	
	風・雹・雪災リスク		○	
	盗難、水漏れ、物体飛来、騒擾リスク		○	
	水災リスク		○	
	破損等リスク		○	

自動的にセットされる特約 (自動セット特約)				
費用の補償	借用住宅修理費用補償特約	ドアロック交換費用補償特約	罹災時諸費用補償特約	地震火災費用補償特約
賠償の補償	借家人賠償責任拡張補償特約	日常生活賠償責任特約		

(2) 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

① 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償(補償プラン)を構成する事故の概要および**保険金**をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。

詳しくは**普通保険約款・特約**をご参照ください。

保険金をお支払いする事故の説明		保険金をお支払いしない主な場合
1 火災、落雷、破裂・爆発	火災(消防活動による水濡れを含みます。)、落雷または破裂・爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象)をいいます。	<ul style="list-style-type: none">●風、雨、雪、雹、砂塵の吹込み(建物の外側の部分^(注)が破損している場合を除きます。)や漏入等による損害 (注)外壁、屋根、開口部等をいいます。●置き忘れまたは紛失による損害●建物が所在する敷地外にある家財に生じた事故による損害●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害●被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害●保険の対象の瑕疵によって生じた損害●保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害●すり傷、かき傷、塗料のはがれ、落書き等の外観上の損傷または汚損(保険の対象の機能に支障をきたさない損害)●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害^(注)
2 風災、雹災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます)、雹災または豪雪の場合における雪の重み、落下等による事故または雪崩等の雪災(融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。)をいいます。	<p>(注) 地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。</p>
3 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、 保険の対象 に再取得価額の30%以上の損害が生じた場合、または床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ることをいいます。	
4 盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。	
5 水濡れ	給排水設備の破損もしくは詰まりにより生じた漏水、放水等または他人の戸室で生じた漏水、放水等による水濡れをいいます。	
6 物体飛来	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触をいいます。	
7 騒擾	群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。	
8 破損、汚損等	①から⑦まで以外の不測かつ突発的な事故をいいます。	<p>※破損、汚損等については、上記のほか、以下のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none">●電気的・機械的事故(故障)によって生じた損害●電球、蛍光管、プラウン管等の管球類のみに生じた損害●楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化●自転車、サーフボード、ラジコン模型等およびこれらの付属品に生じた損害●ラップトップまたはノート型パソコン等の携帯式電子機器およびこれらの付属品に生じた損害●義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡等に生じた損害

② お支払いする損害保険金の額

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償(補償プラン)の対象となる事故により、**保険の対象**に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

保険の対象	支払保険金の額
家財	損害保険金 = 損害額 ^(注1) - 免責金額(自己負担額) ^(注2) (注1) 損害額 = 修理費 ^(注3) - 修理に伴う残存物がある場合はその価額 (注2) 保険の対象ごとに適用されます。 (注3) 損害が生じた地および時において、構造、型、能力等を同一の状態にするための費用をいいます。また、盗難による損害の場合で、盗難された 保険の対象 を回収することができたときは、回収のために支出した必要な費用を修理費に含めます。

※損害保険金以外に、事故によって発生する費用を**保険金**としてお支払いする場合があります。また、上記以外に**特約**や事故の種類によって支払限度額や免責金額(自己負担額)が異なる場合がありますので、詳細は**普通保険約款・特約**をご確認ください。



の項目については、「ご契約のしおり(約款)」をご参考ください。

[水色の文字]の用語については、P ① [用語のご説明]をご参考ください。

③主な特約の概要

契約概要

DAY-GO!すまいの保険～入居者プラン～にセットされる主な特約は以下になります。

●ご契約時のお申出にかかわらず、保険種類や契約条件に応じて自動的にセットされる特約(自動セット特約)

自動セット特約	日常生活賠償責任特約	日本国内において、記名被保険者やそのご家族等が日常生活で他人の身体や財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったことによる損害を補償します。
	借家人賠償責任拡張補償特約	被保険者の借用する戸室からの火災等によって、借用戸室が損害を受けた場合に、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金をお支払いします。
	借用住宅修理費用補償特約	火災、風災、盗難等の事故により借用建物に損害が生じ、賃貸借契約に基づきこれを自己負担で修理した場合に、保険金をお支払いします。

※特約の詳細および記載のない特約については普通保険約款・特約をご参照ください。

④特約の補償重複

注意喚起情報

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。(注)

(注) 1契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	DAY-GO!すまいの保険～入居者プラン～の日常生活賠償責任特約	DAY-GO!くるまの保険の日常生活賠償責任特約

⑤保険の対象

契約概要

保険の対象は、居住用建物(専用住宅)(注1)に収容された「家財」(注2)(注3)です。

(注1)入居されている建物の構造級別がM構造またはT構造であることが条件となります。

(注2)物置、車庫その他の付属建物で、床面積が66m²未満のものが保険証券記載の建物に含まれる場合は、これに収容される家財を含みます。

(注3)貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの(明記物件)は保険の対象とすることができます。

*建物の構造級別が上記以外となる場合、また明記物件のご契約をご希望の場合はDAY-GO!すまいの保険をご案内しておりますので、取扱代理店へお申し出ください。

家財を保険の対象とする場合でも、次のものは保険の対象に含まれないため、これらに生じた損害は補償されません。

①自動車、自動三輪車および自動二輪車、ただし、原動機付自転車(注1)は保険の対象に含まれます。

②通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの(注2)

③業務用の設備・什器等(注3)

④商品・製品等(注4)

(注1) 総排気量が125cc以下のものをいいます。

(注2) 盗難に限り、生活用の通貨等および預貯金証書も保険の対象に含まれます。

(注3) 設備、装置、機械、器具、工具等をいいます。

(注4) 商品、原料、材料、仕掛品等をいいます。

⑥保険金額の設定

契約概要

保険金額は、以下にご注意ください。お客さまが実際に契約する保険金額については、保険契約申込書の保険金額・支払限度額欄でご確認ください。

●1口単位50万円とする5つのコースから保険金額を設定していただきます。なお、所有されている家財の金額がご不明な場合は、下表<家財評価額についての目安(再取得価額)>をご参照ください。

*保険金額別コース以外にフリープランでのご契約も可能です。

<家財評価額についての目安(再取得価額)>

(単位:千円)

床面積 形態	50m ² 未満	50m ² 以上 70m ² 未満	70m ² 以上 100m ² 未満	100m ² 以上 150m ² 未満	150m ² 以上
賃貸	3,400	5,400	7,000	8,100	9,800

*1 破損等リスクについては、30万円が1事故あたりの支払限度額となります。

*2 家財の盗難事故の場合、通貨等は20万円、預貯金証書は200万円、または保険金額のいずれか低い額が1事故あたりの支払限度額となります。

*3 保険金額(支払限度額)は、お客さまの所有の実態に合わせて適切な口数を設定してください。実態よりも多い口数を設定しても、その超過分に対する保険金をお支払いできないため、超えた部分の保険料がムダとなることがあります。

⑦保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

お客さまが実際に契約する保険期間については、保険契約申込書の保険期間欄でご確認ください。

●保険期間：保険期間は2年で設定していただきます。

●補償の開始：始期日の午後4時（これと異なる時刻が保険契約申込書に記載されている場合は、その時刻）

●補償の終了：満期日の午後4時

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、**保険金額**、保険期間、建物の所在地・構造等によって決まります。お客さまが実際に契約する**保険料**については、保険契約申込書の保険料欄でご確認ください。

②保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料の払込方法は次のとおりです。

主な払込方法	概要	
口座振替	ご契約時に手書きいただくことで、後日ご指定の口座から自動引き落として 保険料 を払い込んでいただく方法です。	
コンビニ払	ご契約時にコンビニ払をご選択いただくことで、後日弊社より郵送する「払込取扱票」を使って、コンビニエンスストアで 保険料 を払い込んでいただく方法です。	
直接集金	保険料 を弊社に直接お支払いいただく方法です。	一括払のみとなります。

保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または弊社が**保険料**を領収するまでの間に生じた事故に対しては、**保険金**をお支払いしません。

③保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

「初回保険料の払込方法等に関する特約」（始期翌月支払）をセットした契約については、保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌月末日（注）までに保険料の払込みがない場合、事故が発生しても、保険金をお支払いしません。またご契約を解除することができます。

（注）保険料の払込を怠ったことについて、故意および重大な過失がなかったと弊社が認めた場合は、翌々月末まで延長となります。

(4) 地震保険の取扱い

①商品の仕組み

契約概要

注意喚起情報

地震保険は、DAY-GO!すまいの保険～入居者プラン～（以下、（4）において「主契約」といいます。）とあわせてご契約ください。

地震保険を単独で契約することはできません。地震保険のご契約を希望されない場合には、保険契約申込書の「地震保険ご確認欄」にご捺印ください。

②補償内容

契約概要

注意喚起情報

地震・噴火またはこれらによる津波（以下、「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって家財に次の損害が生じた場合に**保険金**をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

損害の程度	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
	家財	
全損	家財の損害額が 家財の 時価額 の80%以上	地震保険の 保険金額 の全額 (時価額 が限度)
大半損	家財の損害額が 家財の 時価額 の60%以上80%未満	地震保険の 保険金額 の60% (時価額 の60%が限度)
小半損	家財の損害額が 家財の 時価額 の30%以上60%未満	地震保険の 保険金額 の30% (時価額 の30%が限度)
一部損	家財の損害額が 家財の 時価額 の10%以上30%未満	地震保険の 保険金額 の5% (時価額 の5%が限度)

※ 1回の地震等（注1）による損害保険会社全社で算出された**保険金**の総額が11.3兆円（注2）を超える場合、お支払いする**保険金**は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{11.3\text{兆円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

（注1）72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

（注2）平成29年9月現在。



③保険金をお支払いしない主な場合等

契約概要

注意喚起情報

●**保険の対象**の紛失または盗難によって生じた損害

●地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害

●損害の程度が一部損に至らない損害 等

④保険期間

注意喚起情報

●主契約の保険期間（2年間）とあわせて設定します。

●主契約の保険期間の中途中から地震保険をご契約いただくこともできます。



の項目については、「ご契約のしおり（約款）」をご参照ください。

[水色の文字]の用語については、P ① [用語のご説明]をご参照ください。

⑤引受条件(保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等)

契約概要

- a. 地震保険の対象は「家財」です。これに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。
- b. 次のものは地震保険の対象に含まれません。

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 自動車
- 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物

- 他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

●地震保険の保険金額は、主契約の保険金額の30%～50%の範囲内で千円単位で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、家財1,000万円が限度となります。

●地震保険の保険料は、保険金額のほかに建物の所在地・構造により異なります。また、所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引を適用できる場合があります。お客様が実際に契約する保険料については、保険契約申込書の保険料欄でご確認ください。



地震保険の保険料割引制度について

*大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、そのときから「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する家財について、地震保険の新規契約および増額契約(地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受けできませんのでご注意ください。

(5)満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2

契約締結時におけるご注意事項

(1)告知義務 注意喚起情報 (保険契約申込書の記載上の注意事項)

保険契約者 記名被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、保険契約申込書に記載された内容のうち、☆または★がついている項目のことです。この項目が、事実と異なっている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険契約申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①家財を収容する建物の情報
所在地、構造、用法
- ②他の保険契約等に関する情報(家財を保険の対象とする場合)
家財を保険の対象とする他の保険契約または共済契約

(2)クーリングオフ 注意喚起情報

●保険期間が1年を超えるご契約については、契約の申込み後であっても、申込みの撤回または契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。クーリングオフは、右図のような書面でお申し出ください。お申出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に、弊社「事務サービス部契約計上課」あて、必ず郵送してください(8日以内の消印有効)。以下のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- 保険期間が1年以下の契約
- 法人または社団・財団等が締結された契約
- 第三者の担保に供されている契約
- 営業または事業のための契約
- 質権が設定された契約

(ハガキの記載内容)

表面〔宛先〕

900-8586

沖縄県那覇市久茂地1-12-1

大同火災海上保険株式会社

事務サービス部
契約計上課 行

裏面〔記載事項〕

- ①保険契約の申込みを撤回または契約を解除する旨のお申し出
- ②保険契約者住所
- ③保険契約者署名
- ④電話番号
- ⑤契約申込日
- ⑥申込まれた保険の種類
- ⑦証券番号(保険契約申込書控の右上に記載)または領收証番号
- ⑧取扱代理店・扱者

●クーリングオフの場合には、既にお払込みいただいた保険料はお返しいたします。また弊社および取扱代理店・仲立人はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請

求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、弊社が保険料を受領した日)から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等 注意喚起情報

ご契約後、次の事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、**保険金**をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①家財を収容する建物の構造を変更した場合
- ②家財を収容する建物の用法を変更した場合
- ③家財を収容する建物の所在地を変更した場合

●通知事項に掲げる事実が発生し、次のいずれかに該当する場合には、お引受けを継続することができないため、ご契約を解約いただかず、弊社からご契約を解除します。この場合において、弊社の取り扱うほかの商品でお引受できるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

- ①家財を収容する建物または家財の所在地が日本国外となった場合
- ②家財を収容する建物が居住の用に供されるものでなくなった場合
- ③家財のすべてを事業用(設備・什器)として使用した場合

●ご契約後、次の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。直ちに取扱代理店または弊社にご通知ください。

- ①家財を売却、譲渡する場合
- ②保険証券記載の住所を変更した場合
- ③ご契約後に家財の価額が著しく減少した場合 等

(2) 解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または弊社に速やかにお申出ください。実際に解約するにあたっては、弊社に対する書面による通知が必要になります。

●ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の**保険料**を、解約返れい金として返還します。

●解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし解約返れい金は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。



の項目については、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

[水色の文字]の用語については、P ① 用語のご説明 をご参照ください。

その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時雇用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。なお、居住用建物またはこれに収容される家財を保険の対象とする地震保険の保険金や解約返れい金は100%補償されます。

(3) 個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

本保険契約に関する個人情報は、弊社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、弊社およびグループ会社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用することができます（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用の目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機

関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することができます。

○契約等の情報交換について

弊社は、本保険契約に関する個人情報について、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することができます。

○再保険について

弊社は本保険契約に関する個人情報を、再保険引受会社に提供することができます。

詳しくは、弊社ホームページ(<http://www.daidokasai.co.jp/>)をご覧ください。

(4) 繰続契約について

弊社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なることや、契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

(5) 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり（約款）」の「保険金のご請求時にご提出いただく書類」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

 事故が発生した場合の手続き

■しまんちゅ相談サービスについて（個人契約のみ対象）

突然のケガや病気など緊急時の対処方法、休日や深夜の病院・診療所のご案内、健康相談、相続相談等、各種サービスを提供しております。サービスの詳細につきましては、保険証券と同封の「ご契約のしおり」に掲載しております利用規約をご覧ください。

 この「重要事項説明書」に記載のない次の項目については「ご契約のしおり（約款）」をご確認ください。
重大事由による解除、共同保険、保険金額の調整、保険料領収証の発行および保険証券の確認、地震保険料控除について 等

〈弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などは〉

【お客さま相談センター】

お問い合わせ・ご相談

 0120-671-071
フリーダイヤル

ご不満・ご意見・ご要望

 0120-331-308
フリーダイヤル

受付時間：平日の午前9:00～午後5:00（土日・祝日、12/31～1/3を除きます。）

〈万が一の事故の際には〉

【事故受付センター】 0120-091-161 (通話料無料)

〈指定紛争解決機関〉 注意喚起情報

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。<http://www.sonpo.or.jp/>

「この島の損保。」

 **大同火災海上保険株式会社**

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

〈ホームページアドレス〉 <http://www.daidokasai.co.jp/>

●ご相談・お申込先